



### 3 事件の内容

令和5年3月31日をもって廃校となった旧神戸小学校の利活用を検討するに当たり、旧神戸小学校の敷地について確認したところ、登記簿上、個人名義の土地が多数残っていることが判明した。その経緯や詳細は不明であるが、廃校の利活用を進めていく上で、全筆、伊賀市名義として整理しておく必要がある。しかしながら、別表記載の土地については、登記簿上の所有者であった■■■■■が死亡し、相続、順次相続が発生し、代位による相続登記が済み、一部の相続人は、市へ持分を寄附したが、相手方は、別表記載の土地の共有者持分を有し、持分登記を経由している。

伊賀市(旧上野市)は、伊賀市(旧上野市)立神戸小学校の校舎・校庭の敷地として、昭和32年5月31日から供用を開始し、別表記載の土地を同日から所有の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、昭和52年5月31日の経過をもって、民法第162条第1項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。

### 4 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人と定める。

### 5 授権事項

必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴及び上告並びにその取下げ

### 6 管轄裁判所

津地方裁判所伊賀支部

#### 別表

| 所在           | 地目   | 地積                  |
|--------------|------|---------------------|
| 伊賀市上神戸字白地97番 | 学校用地 | 9.91 m <sup>2</sup> |